

「公共サービス改革法に基づく海外事業活動基本調査（令和4年～6年）実施事業」
の契約者の決定及び契約の締結について

経済産業省は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき「公共サービス改革法に基づく海外事業活動基本調査（令和4年～6年）実施事業」に係る民間競争入札を実施し、次のとおり契約を締結しました。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都港区南青山2-5-20
株式会社帝国データバンク
代表取締役社長 後藤 信夫

2 契約価格（税込）： 194,007,936円

3 総合評価点： 179.652点

※総合評価点（300点満点）＝技術点（200点満点）＋価格点（100点満点）

4 契約者決定の経緯及び理由

「海外事業活動基本調査に関する民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（3者）から提出された企画書について、外部有識者等において審査した結果、評価基準を満たしていた。

入札価格については、令和4年2月25日に開札したところ、予定価格の範囲内であったことから上記の者が実施者として決定した。

また、上記実施者については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれかに該当する事由があるとは認められなかったことから、契約者として決定し、令和4年4月1日に契約締結となった。

5 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

請負業務の実施にあたっては、責任者を定めるとともに業務担当者を配置し、「経済産業省海外事業活動基本調査事務局」を設置する。

契約者が行う主な業務は、実査準備（調査関係用品印刷）、調査票等の送付、回収（郵送による回収のほか、インターネットを利用したオンライン提出に関する業務）、督促、照会対応、審査（疑義照会）、集計、調査対象名簿の修正である。実施方法の概要は次のとおりである。

各工程の実施作業フロー、作業体制を明確にし、スケジュール通りに着実に業務を実施する。

また、各種マニュアルの作成・整備・更新とともに十分な研修を実施する。さらに保有する知見、人材、システムを徹底活用し、「海外事業活動基本調査」の品質の維持・向上を目指す。